

届出について(3)

□ 医療区分2・3の患者が8割以上の場合

割合の算出に3ヶ月を要することから、10月1日以降の適用となる。
また、届出前の(20:1の)配置実績は必要ない。

(20:1)を満たせない場合には、入院基本料Eを算定する病棟として届けでることとなる。

□ 介護保険移行準備病棟の場合

介護老人保健施設等への移行準備計画を届け出ることが必要。

また、届出前の、**医療区分1の患者の割合に関する実績は不要であり**、届出以降3ヶ月間において医療区分1の患者の割合が6割以上となると**見込まれる場合には届出が可能**。

27

届出について(4)

□ 病院が届出る入院基本料の類型

- ① 25:1病棟： 通常の療養病棟
- ② 20:1病棟： 医療区分2・3が8割以上の病棟
- ③ E病棟：医療区分2・3が8割以上で人員(20:1)未満の病棟
- ④ 介護保険移行準備病棟：医療区分1が6割以上の病棟
- ⑤ 特別入院基本料算定病棟：25:1を満たさない病棟

* ⑤を算定する場合以外は、①～④について病棟毎の届出が可能。
ただし、同じ種類の病棟は包括的に届出ること。

28

説明内容

- 療養病床再編の方向性
- 療養病床に関する診療報酬改定
- 改定に当たっての経過措置等
- 届出について